

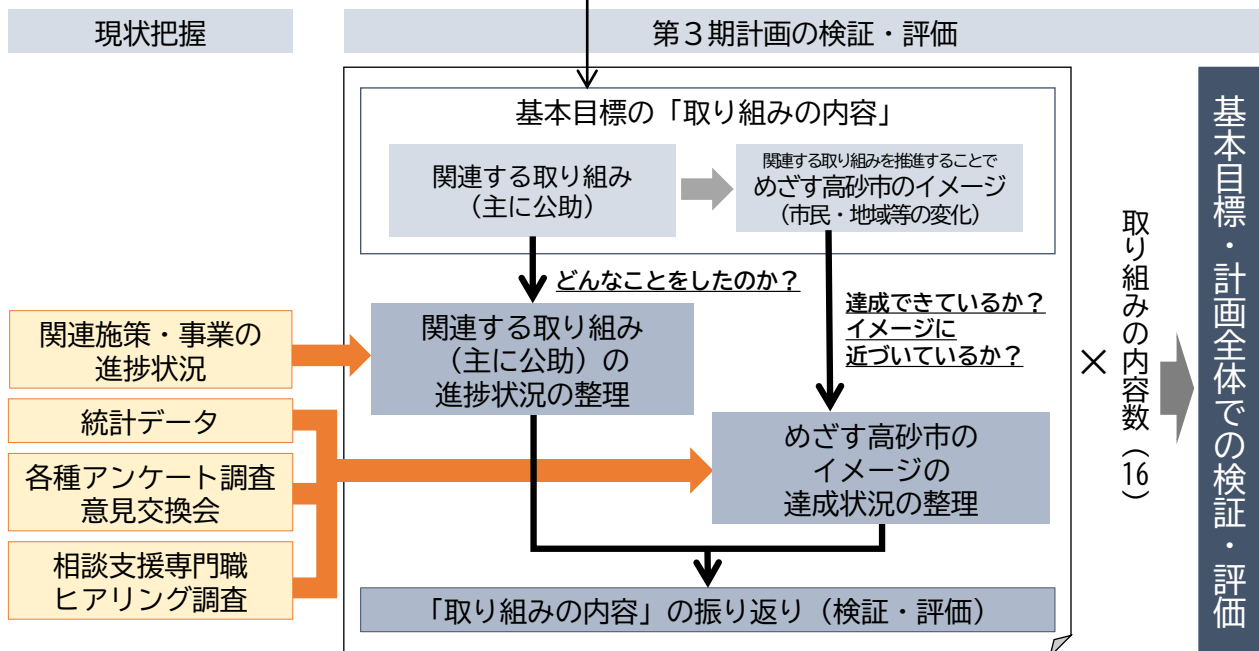
第3期高砂市地域福祉計画の振り返り

第3期計画の施策体系に沿って、以下のように計画の振り返り（検証・評価）を行いました。

■第3期高砂市地域福祉計画の施策体系

基本目標	取り組みの内容
1 地域共生社会の実現に向けた地域での課題解決力の強化	1) 市民主体の地域福祉活動の活性化 2) 地域の多様な主体が連携・協働できる仕組みの構築
2 地域や福祉を「我が事」に変える意識づくり	1) 地域や福祉に関心をもつ機会づくりの推進 2) 福祉教育・学習の推進
3 地域や福祉に関わるための多様な交流の促進と拠点づくり	1) 地域での多様な交流の機会づくりの推進 2) 地域における居場所づくりと活動拠点づくりの推進
4 地域や福祉の担い手づくり	1) 既存の担い手への支援 2) 多様な人材の発掘・育成による新たな担い手づくり
5 総合的・包括的な相談支援体制の構築・強化	1) 地域における見守り体制の強化と相談機能の充実 2) 相談支援機関の連携体制の構築・強化 3) 福祉サービス・制度の質の確保・向上と情報提供の充実
6 権利擁護に関する取り組みの充実	1) 権利擁護の支援に向けた取り組みの充実 2) 虐待・DVの予防と早期発見・早期対応
7 安全に安心して暮らせる環境づくり	1) 住みやすい生活環境の整備 2) 緊急時・災害時対策の充実 3) 防犯対策・消費者被害防止に向けた取り組みの推進

■第3期計画の振り返りの進め方



■第3期計画の振り返りの結果（概要）

基本目標1 地域共生社会の実現に向けた地域での課題解決力の強化

1) 市民主体の地域福祉活動の活性化

- ① 地縁組織の加入率・加入者数の減少が続き、組織の縮小・解散などの問題も顕在化。コロナ禍による活動の縮小・中止と相まって、課題解決力の基盤となる地縁組織の活性化は喫緊の課題。
- ② 民生委員・児童委員の活動に負担感を持つ人は依然として多く、なり手の確保などの問題も解消できていない。個人情報の取扱いに関する仕組みの整備など、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備が重要。
- ③ ボランティアやNPOなどテーマ型の活動団体は増加傾向にあり、福祉施設・事業所による地域連携・地域貢献の取り組みも拡がっており、地縁組織以外の多様な主体による活動への支援も重要。

2) 地域の多様な主体が連携・協働できる仕組みの構築

- ① 「支え合いづくり協議会」の設置及び生活支援コーディネーターの配置により、地域での課題解決に向けた仕組みが整備され、関係者の意識醸成や課題共有が進みつつある。 今後は、「支え合いづくり協議会」などの運営を支援し、地域主体の課題解決に向けた活動の展開につなげていく必要がある。
- ② 福祉施設・事業所では地域課題の解決に向けた連携意向もあり、地域の課題解決力の強化に向けて、多様な主体の参加促進を図る必要がある。



地域での課題解決に向けた仕組み（支え合いづくり協議会等）が整備され、関係者の意識醸成や課題共有が進みつつあり、今後は、支え合いづくり協議会等を中心に、地域の多様な主体による課題解決に向けた活動を拡充していくことが重要となる。

一方、課題解決力の基盤となる地縁組織等の活動の活性化が喫緊の課題である。

基本目標2 地域や福祉を「我が事」に変える意識づくり

1) 地域や福祉に関心をもつ機会づくりの推進

- ① まち・地域への愛着を持つ市民は比較的多く、祭りや環境活動に関わる市民も比較的多い。また、住民相互の自主的な支え合いなどが必要と考える市民も多い。しかし、実際に地域・福祉を我が事として活動するのは依然として高齢層であり、地域の担い手から見ても住民の地域への関心は低下している。
- ② まちへの愛着が、地域・福祉に関心をもち、地域・福祉が我が事になるという段階にはつながっていないため、さらなる取り組みが必要。

2) 福祉教育・学習の推進

- ① 人権にかかわる差別があると思う人は減少しているものの、高齢者や障がいのある人への差別・偏見があると思う人の割合は4～5割と高い。また、福祉・人権について学ぶ取り組みの認知も低調であることから、福祉・人権の正しい理解醸成に向け、ターゲットやライフステージに応じた取り組みの充実が必要。
- ② SOSを発信できる人、SOSをキャッチでき、支援につなげることができる人を増やすための具体的な取り組みの充実が必要。



まち・地域への愛着は比較的高いものの、地域や福祉などを我が事として捉えるまでには至っていない。

社会的包摂の意識づくりとともに、SOSを発信できる人、SOSをキャッチでき、支援につなげることができる人を増すためにも、福祉を我が事と捉えるための多様な福祉学習・教育の取り組みの充実が必要。

基本目標3 地域や福祉に関わるための多様な交流の促進と拠点づくり

1) 地域での多様な交流の機会づくりの推進

- ① 様々な分野において、地域に関わり、交流が持てる場・機会づくりを展開してきたが、コロナ禍の影響により、多くの取り組みが中止・縮小などを余儀なくされている。また、コロナ感染症に対する不安が、市民の地域活動への参加の障壁になっていることも十分うかがえる。
- ② 親密な近所づきあいをする人は減少傾向にあり、地域に関する市民の理想と現実のギャップは埋まっているとは言えない。しかし一方で、地域・近所でつながりたい、地域での活動に参加したいという市民は3～4割程度を占めており、そのきっかけとなる多様な場・機会づくりは重要。
- ③ コロナ禍による生活様式の変化とともに、地域活動への市民の意識・ニーズ（参加の障壁、参加したくなる活動の条件など）を踏まえ、地域での交流の場・機会づくりを分野横断的に再整理する必要がある。

2) 地域における居場所づくりと活動拠点づくりの推進

- ① 各分野で、住民主体や行政・社協などによる事業など、様々な居場所や通いの場づくりが進められており、市内でも該当する場などは増加し、つながりや交流の場となっている。
- ② 活動の拠点については、既存の公共施設の活用や集会施設整備などへの支援が進められているが、地区によっては地域活動の担い手から活動の場の不足などに対する意見が挙がっている。
- ③ 各分野で整備が進む居場所、通いの場、活動拠点などの既存資源を見える化するとともに、地区毎の状況を踏まえた整備、拡充の促進が必要。
- ④ 公共施設の活用等については、「高砂市公共施設全体最適化計画」など市全体の公共施設マネジメントを踏まえて、めざすべき活動拠点、交流拠点などの姿を整理する必要がある。



各分野での交流の機会づくりや居場所づくりなどが進んでいたが、コロナ禍により活動が停滞しており、地域で交流を持つ市民や親密な近所づきあいができている市民は増えていない。
コロナ禍による生活様式の変化や市民の意識・ニーズなどを踏まえ、交流の機会や居場所づくり、拠点整備などを分野横断的かつ重層的（市全体レベル・地域レベル）に進める必要がある。

基本目標4 地域や福祉の担い手づくり

1) 既存の担い手への支援

- ① 各地区への設置が進む支え合いづくり協議会において、関係者の意識醸成や課題共有が進み、具体的な取り組みを展開しようとしている地区もある。しかし、ほとんどの地区で、依然として、担い手・リーダー不足と担い手の負担の増加による負のスパイラルがつづいていることがうかがえる。
- ② 活動に負担感を持つ民生委員・児童委員は7割を占め、担い手の不足が課題。
- ③ 既存の担い手への支援については、「担い手・リーダー不足の解消＝新たな担い手づくり」と「活動しやすい環境づくり」を両輪として、展開していく必要がある。特に、「活動しやすい環境づくり」では、担い手が活動するなかでの課題を踏まえ、具体的な対策に取り組む必要がある。(地域団体・組織等の多様な主体間の連携、個人情報への取扱いに関する仕組みの整備など)

2) 多様な人材の発掘・育成による新たな担い手づくり

- ① 様々な分野において、ボランティアや支援者の確保・養成に関する取り組みや、自治会などの地縁組織の活性化などを推進してきたが、新たな担い手・リーダー等の確保、地域・福祉をみんなで担う仕組みの構築には至っていない。
- ② 地域づくり活動に「お世話役」としての参加意向がある高齢者や、地域・近所でつながりたい、地域での活動に参加したいという市民など意識・関心の高い層に積極的にアプローチし、具体的な活動の実践につなぐ仕組み・取り組みが必要。
- ③ コロナ禍による生活様式の変化とともに、地域活動への市民の意識・ニーズ（参加の障壁、参加したくなる活動の条件など）を踏まえ、多様な人材の発掘・育成する取り組みなどを分野横断的に再整理する必要がある。



依然として、担い手・リーダー不足と担い手の負担の増加による負のスパイラルがつづいており、分野横断的な多様な人材の発掘・育成による「新たな担い手・リーダー等の確保」と、担い手の課題を踏まえた具体的な対策による「活動しやすい環境づくり」を進め、負のスパイラルからの脱却を図る必要がある。

基本目標5 総合的・包括的な相談支援体制の構築・強化

1) 地域における見守り体制の強化と相談機能の充実

- ① 市民、当事者の相談窓口の認知状況は十分とは言えず、その周知啓発が重要となる。
- ② 民生委員・福祉委員を中心に、地域での見守り活動が進められているが、コロナ禍の影響などで、支援が必要な人・世帯などの潜在化が危惧されている。また、複合的な課題や社会的孤立、生活困窮、若年層のひきこもり、障がいに関する内容などについては、地域での気づきが相談支援につながりにくい傾向にある。
- ③ 各分野の相談窓口では、情報共有や必要な支援・サービス等につなぐための相談機能の強化が進んでいる。しかし一方で、複合的な課題や分野横断的な課題などに関する相談が増加、常態化などが進んでおり、それらに対応できる相談体制づくりが喫緊の課題。

2) 相談支援機関の連携体制の構築・強化

- ① 各分野の相談窓口・相談支援機関では、他分野との連携・協働に向けたネットワークの構築・強化が進んでおり、各分野で構築・強化された仕組みを活用し、個別ケースでの連携が広がる。
- ② 分野横断型の連携・協議については、現状では、各分野のそれぞれのシステム・仕組みの活用にとどまっている。高齢者分野や障がい者分野、生活困窮分野などでは、複合的な課題や分野横断的な課題といった単独分野での対応に限界が生じているケースが増加しており、既存のシステム・仕組みの積極的な運用とともに、重層的支援体制整備事業の活用など具体的な検討が必要。
- ③ 相談支援機関の連携体制の強化に向けて、各分野の専門職との顔の見える関係づくりの場・機会の設定などが重要。

3) 福祉サービス・制度の質の確保・向上と情報提供の充実

- ① 各分野で関連する福祉サービス・制度の質の確保と向上を図る取り組みが進められているが、支援が必要な人が抱える課題・不安は複雑化、多様化しており、利用者の視点に立って、サービス・制度の充実を図る必要がある。
- ② 各分野では、多様な媒体を活用して福祉サービス等に関する情報提供に取り組んでいるが、福祉に関する情報を入手できている人は4割程度となっており、対象者の状況を踏まえたさらなる情報提供の充実が必要。
- ③ コロナ禍でデジタルの利活用が進むなか、高齢者を中心としたデジタルデバインド（情報格差）も問題となっており、その解決に向けた取り組み、環境整備が必要。



各分野での相談機能の向上、連携体制の構築は進んでいるが、複合的な課題や分野横断的な課題への対応ケースが増加する分野では、既存の連携システム等の積極的な運用とともに、多分野・多機関連携をフォローするための新たな仕組みづくり（重層的支援体制整備事業等の活用）などが必要。

併せて、相談窓口や福祉サービス・制度の情報提供の充実と、情報の受け手である高齢者を中心としたデジタルデバインド（情報格差）の解消なども必要。

基本目標6 権利擁護に関する取り組みの充実

1) 権利擁護の支援に向けた取り組みの充実

- ① 権利擁護の支援を必要とする人は増加傾向にあり、関連する事業や成年後見制度の利用者も増加している。一方で、成年後見制度に関する市民、民生委員・児童委員の認知は十分ではなく、認知・理解不足が制度利用の障壁となっており、制度の内容や利用方法についてもさらなる積極的な周知・啓発が必要。
- ② 民生委員・児童委員や権利擁護に関連する専門職、施設・事業所といった支援者側からは、わかりやすい相談窓口・機関（権利擁護センター等）の設置、利用手続きに関する相談支援のニーズが高くなっており、権利擁護の支援者への支援体制の整備も重要となっている。
- ③ 地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターなどで権利擁護に関する相談支援が実施されており、令和4年度には成年後見相談窓口も設置され、本市における権利擁護に関する相談支援体制の構築が徐々に進んでいる。今後は、成年後見制度利用促進基本計画を推進し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築・充実を図る必要がある。

2) 虐待・DVの予防と早期発見・早期対応

- ① 虐待・DVなどに気づいた市民の8割は通報・相談などの対応を行っており、虐待等の早期発見・早期対応に向けた対応策を身につけた市民が比較的多いことがわかる。また、民生委員・児童委員や施設・事業所などでもSOSをキャッチすると、多くのケースで支援につながる対応を行っている。
- ② しかし、DV被害を受けても相談しなかった人が5割に達しており、被害者本人がDV・虐待に関するSOSを発信しやすい環境づくり（いつでも安心して届け出たり、相談できる環境づくり）が喫緊の課題となっている。
- ③ コロナ禍の影響で虐待・DVなどが増加しているが、家庭内の状況の把握が困難となっており、深刻なケースなどが潜在化している可能性がある。各分野で、虐待・DVの防止、早期発見・早期対応に向けたネットワークの構築・拡充が進んでいるが、潜在化するケースなどに対応するためにも、地域および多機関・多職種での情報共有・連携などが必要。



権利擁護支援体制の構築・強化が進んでいるが、必要な支援につながるための成年後見制度等の利用促進に向けた周知・啓発が必要。また、成年後見制度利用促進基本計画を推進し、さらなる支援体制の強化を図ることが重要。

虐待等については、深刻化・潜在化するケースに対応するためにも、地域や多機関・多職種での情報共有・連携などが必要。

基本目標7 安全に安心して暮らせる環境づくり

1) 住みやすい生活環境の整備

- ① 各種生活サービス施設の立地など、本市での生活に関する利便性は比較的高いが、高齢者や障がいのある人などでは、移動等への不安やバリアフリー化への意向が強い。今後、高齢化が進む中で、移動等への不安は増加、多様化することが予測される。
- ② 空き家に対する不安も地域からは挙がっており、防犯上の対策をはじめ、場としての空き家の有効活用などについても検討が必要。
- ③ 地域ごとに生活環境に関する不安・課題は異なる部分もあり、市全体での生活環境の整備、仕組みづくりとともに、それらを踏まえた地域ごとの取り組み・仕組み等の検討を進める必要がある。

2) 緊急時・災害時対策の充実

- ① 災害等への不安を抱える人は依然として多く、各世帯・個人レベルで災害時に備える人は増加しているが、地域での防災訓練・防災活動などの参加率は横ばいのままで、自主防災組織数（補助金交付数）も減少しており、地域での防災活動も活発になっていない状況にある。
- ② 世帯・個人レベルの災害時対応だけでなく、地域全体の災害対応力の向上に向けた取り組みが必要。
- ③ 支援が必要な人に対応する体制づくりは徐々に進んでいるが、避難行動要支援者制度、名簿等の認知・活用状況も十分ではなく、さらなる周知と活用促進とともに、地域の災害対応力の向上を図り、誰一人取り残さない防災体制の構築・強化を図る必要がある。

3) 防犯対策・消費者被害防止に向けた取り組みの推進

- ① 市民が取り組むこととしては「見守り活動や声かけなどの活動」が最も多くなっているが、安全な生活のための活動に参加する人は他の地域活動同様に少ない。ただし、安全な生活のための活動については、参加したことがないが今後参加してみたいという人は比較的多い。
- ② 高齢者が契約当事者となる相談が多く、地域などでも高齢者や障害のある人の消費者被害が確認されている。
- ③ 防犯・消費者被害防止に向けた意識づくりや見守りや声かけなどの活動、地域と関係機関との連携などにより、地域ぐるみで住民の生活・財産を守る体制を構築・強化していく必要がある。



今後、人口減少や高齢化などが進むなかで、市全体での生活環境の整備が進められているが、地域ごとに生活環境に関する不安・課題は異なるため、それらを踏まえた住民主体による地域ごとの課題解決に向けた取り組みの検討と実践が必要。

災害対策および防犯対策についても、自助と公助の充実、共助による地域ぐるみによる取り組み、体制づくりが重要となる。